平成２８年（フ）第１７５号
奈良県大和高田市日之出東本町17番34―402号　エスポワール大和高田、前住所奈良県大和高田市大中東町１番30―401号　大中東マンション
債務者　速水　典子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市本町３丁目104番地　本町マンションＡ203号、旧住所鳥取県鳥取市雲山246番地３　ハイツグレース203号
債務者　松尾　浩一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１２号
広島県安芸郡府中町石井城２丁目11番４号
債務者　楠田　　暢
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４３号
広島市安佐南区山本４丁目９番３―11号
債務者　倉岡　勝人
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
高知県安芸郡奈半利町乙883番地19　七区団地１号
債務者　東田　匡章
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
福岡県久留米市上津町1911番地１　エンペラーアパート302号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地1286　ＢＲＩＺＺＩＸ227号
債務者　仁田原正喜
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４７号
福岡県筑後市大字西牟田3368番地１　ソルイルナ101号室
債務者　田上　智久
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３０７号
宮崎市大淀２丁目６番41号　ＳＫコーポ参番館305号、前住所宮崎市恒久１丁目10番地７奥野ビル203号
債務者　大坪　三樹
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１１号
宮崎市花殿町３番16号　第５三蔵ビル303号、前住所宮崎市大橋３丁目51番地　イモトコーポ302号
債務者　浅野　裕之
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市松陽台町５番地14（県営松陽台第二団地24棟２号）
債務者　日髙はづき
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
愛知県碧南市三宅町３丁目41番地　フローレス服部不動産201号
債務者　中島　　勲
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３７５号
大阪府箕面市稲１丁目２番20号　（106号）
債務者　エステティックグレイスこと　森本洋志美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８号
愛知県豊橋市大岩町字高足道26番地（301）、従前の住所長崎県五島市岐宿町岐宿1605番地２
債務者　田島明日香
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市三ノ輪町２丁目115番地の２
債務者　井澤　俊隆
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５９３号
静岡県焼津市飯淵817番地　レオパレスまつき102、旧住所静岡県藤枝市田沼２丁目22番５号　大畑荘２号
債務者　大石　裕昭
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部